

函館市入湯税課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づく函館市税条例（昭和25年条例第21号。以下「条例」という。）第113条の規定を根拠とする入湯税の課税免除の対象およびその他必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 条例第113条第2号の用語の意義は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

共同浴場	(1) 函館市公衆浴場法施行条例（平成25年条例第34号。以下「施行条例」という。）第2条第2号に規定する福利厚生浴場
	(2) (1)に類する施設
公衆浴場	(3) 施行条例第2条第1号に規定する普通浴場
	(4) 施行条例第2条第3号に規定するその他の浴場のうち（(5)に掲げるものを除く。）、利用料金が、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づく北海道告示による12歳以上の者の入浴料金の統制額の2倍以下であるもの。なお、当該利用料金の適用については、当該年度の初日の属する年の1月1日時点の統制額を基準とする。
	(5) 施行条例第3条第3号に規定する家族風呂のうち、利用料金を当該家族風呂の定員で除した金額が、物価統制令第4条の規定に基づく北海道告示による12歳以上の者の入浴料金の統制額の2倍以下であるもの。なお、当該利用料金の適用については、当該年度の初日の属する年の1月1日時点の統制額を基準とする。

(範囲)

第3条 条例第113条第3号の別に定める教育活動は、修学旅行その他の学校の行事およびこれに類する活動（次項においてこれらを「修学旅行等」という。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）において、学習指導要領または幼稚園教育要領に基づく教育課程の一環として実施される修学旅行その他の学校の行事（当該学校の校長（園長を含む。以下同じ。）が証明するものに限る。）

(2) 学校の教育活動を実施する団体（当該学校の校長が当該学校の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の教員または職員が顧問として置かれているものをいう。）が各年度ごとに作成する教育活動に関する計画に基づき実施する課外活動であって、次に掲げる団体またはその加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む。）が主催するスポーツ大会または文化大会（当該学校の校長が証明するものに限る。）に参加するもの

ア 公益財団法人日本スポーツ協会

イ 公益財団法人全国高等学校体育連盟

ウ 公益財団法人日本中学校体育連盟

エ 公益財団法人日本高等学校野球連盟

オ 公益社団法人全国高等学校文化連盟

カ 全国中学校文化連盟

キ 一般社団法人全日本吹奏楽連盟

ク アからキまでに掲げる団体に類するものとして市長が認める団体

2 条例第113条第4号の別に定める行事は、修学旅行等に類する行事であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第113条第4号に規定する施設が主催する当該施設全体または3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施される行事（当該施設の施設長が証明するものに限る。）

(2) 前号の施設の教育活動を実施する団体（当該施設の施設長が当該

施設長の定めるところによりその設立を承認したもので当該施設の保育士または職員が顧問として置かれているものをいう。)が、各年度ごとに作成する保育の計画に基づき実施する保育活動(スポーツ大会または文化大会へ参加する場合に限る。)(当該施設の施設長が証明するものに限る。)

(期間)

第4条 課税免除の期間は、次の各号に掲げる行事の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる行事 証明した施設利用期間
- (2) 前条第1項第2号に掲げるスポーツ大会または文化大会 その開催期間(ただし、当該大会等期間の前後1日を含むことができる。)
- (3) 前条第2項第1号に掲げる行事 証明した施設利用期間
- (4) 前条第2項第2号に掲げるスポーツ大会または文化大会 その開催期間(ただし、当該大会等期間の前後1日を含むことができる。)

(課税免除の手続)

第5条 条例第113条第3号または第4号の規定により入湯税の課税の免除の適用を受けようとする者は、当該免除の対象となる行事または大会の名称、宿泊日等を証するものを入湯する施設に提出しなければならない。ただし、函館市宿泊税課税免除取扱要綱第4条の規定による手続を行う者については、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後の入湯について適用し、施行日以前の入湯については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月31日改正)

- 1 改正後の要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、施行日以後の入湯について適用し、施行日前の入湯については、なお従前の例による。